

平塚市長 落合 克宏

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり参加表明書等の提出を招請します。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

高麗山公園レストハウス食堂及び売店運営事業

(2) 業務の内容

高麗山公園利用者へのサービス向上を図るため高麗山公園レストハウスに設置した食堂及び売店の運営を行う。

(3) 業務の履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

2 参加資格

次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 食堂又は売店運営事業の趣旨を理解し、出店に意欲のある者であること
- (2) 平塚市に事務所（事業所）を有する団体（法人・個人事業主等）であること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと
- (4) 公募日から候補者として特定されるまでの間に、平塚市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けている者でないこと
- (5) 平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反する者でないこと
- (7) 2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた者については、この限りでない。
- (8) 前6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始決定を受けた者については、この限りでない。
- (9) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと
- (10) 国税又は地方税を滞納している者でないこと
- (11) 公募開始時点で、過去2年以上継続して食堂又は小売業を経営した実績を有すること
- (12) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可その他必要な許可を受けており、食堂又は売店の運営に必要な営業許可が受けられる見込みがあること

- (13) 過去3年以内に食品衛生法及び関係法令に違反し、行政処分等を受けた者でないこと
- (14) 食中毒等の事故歴について、過去1年以内に繰り返し事故の発生がないこと
- (15) 公的施設内での食堂又は売店の運営管理を行うにふさわしい資力、能力、社会的信用等を有する者であること
- (16) 営業に関し法律上必要とされる資格、免許等を有する者を従事させることができる者であること
- (17) 従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、社会保険諸法令その他従業員に対する法令条理責任の全てを負い、責任を持って労務管理をすることができる者であること

3 提案書の提出者を選定するための基準及び提案書を特定するための基準

(1) 第1次審査

参加表明書等の書類を不備なく提出した者を対象に、事務局による書類審査を実施する。欠格事項その他不適当な事実がなければ全事業者を対象に第2次審査を実施する。ただし、申込件数が多く、第2次審査を1日で実施することが困難と判断される場合は、第1次審査事項の内容を評価し、選定する場合がある。

(2) 第2次審査

第1次審査の通過者のうち、企画提案書等の書類を不備なく提出した者を対象に、高麗山公園レストハウス食堂及び売店運営事業者公募型プロポーザル審査委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、第2次審査事項の内容等を評価する。各委員が審査項目ごとに採点した点数を集計し、合計点が最も高い応募者（最上位者）を運営事業者（候補者）として特定する。

4 手続等

(1) 事業実施主管課名

都市整備部みどり公園・水辺課

(2) 事業名

高麗山公園レストハウス食堂及び売店運営事業

(3) 実施要領について

ア 配布期間 令和4年10月7日（金）から令和4年10月21日（金）まで

イ 入手方法

（ア）以下の URL から平塚市のホームページに掲載されている実施要領をダウンロードする。

https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kanko/page49_00001.html

（イ）平塚すみどり公園・水辺課（平塚市役所本館6階603番窓口）で直接入手する。

(4) 第1次審査における提出書類等について

ア 入手方法

（ア）（3）イ（ア）の URL から平塚市のホームページに掲載されている参加表明書等の提出書類をダウンロードする。

（イ）実施要領に記載されている参加表明書等をコピーして使用する。

- イ 受付期間 令和4年10月7日（金）から令和4年10月21日（金）正午まで
ウ 提出方法 〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 平塚市みどり公園・水辺課公園管理担当
（平塚市役所本館6階603番窓口）へ持参又は郵送すること（提出期限必着）。

(5) 第2次審査における提出書類等について

ア 入手方法

(ア) (3) イ (ア) の URL から平塚市のホームページに掲載されている企画提案書等の提出書類をダウンロードする。

(イ) 実施要領に記載されている企画提案書等をコピーして使用する。

イ 受付期間 令和4年10月31日（月）から令和4年11月21日（月）17時まで

ウ 提出方法 〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 平塚市みどり公園・水辺課公園管理担当
（平塚市役所本館6階603番窓口）へ直接持参すること。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の運営事業者との随意契約により締結する予定の有無 ・有 無
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 4（手続等）（1）と同じです。
- (4) 提案書に関するヒアリングの有無 有 ・無
- (5) 参加表明書等の提出後、当該公募型プロポーザルに関する事項について、不明な点があったことを理由として、異議を申し立てることはできません。
- (6) この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することがあります。
- (7) 提出書類において、虚偽の内容を記載したことが判明した場合は、申込、審査並びに提案者の選定及び提案書の特定の全ての手続きにおいて無効とします。また、一般競争入札参加停止及び指名停止等の措置を行うことがあります。
- (8) 詳細は、実施要領等によります。

以上